２　前項の規定による公告を行うに当たつては、個人又は法人その他の団体に関する情報の保護に留意しなければならない。

３　法第七十七条第五項の規定による電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により行う公告は、同条第六項の規定により市町村長が行う公告のあつた日から十日間しなければならない。

（公告を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により行うことを要しない場合）

第十九条の三　法第七十七条第五項ただし書（法第百三十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合（施行者が個人施行者、組合又は区画整理会社である場合に限る。）とする。

一　施行地区の面積が二ヘクタール未満である場合

二　施行者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

（道路整備特別措置法施行規則の一部改正）

第七条　道路整備特別措置法施行規則（昭和三十一年建設省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条の二を第四条の三とし、第四条の次に次の一条を加える。

（公衆の閲覧の方法）

第四条の二　法第七条の規定による公衆の閲覧は、会社のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

第十三条第三項を次のように改める。

３　法第二十四条第四項の規定による公衆の閲覧は、会社等にあつては会社等の、有料道路管理者にあつては有料道路管理者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

（倉庫業法施行規則の一部改正）

第八条　倉庫業法施行規則（昭和三十一年運輸省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出しを「（料金等の掲示等）」に改め、同条中「倉庫業者は、」を「法第九条の規定により倉庫業者は」に、「掲示しておかなければ」を「掲示するとともに、公衆の閲覧に供しなければ」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（公衆の閲覧の方法）

第七条の二　法第九条の規定による公衆の閲覧は、倉庫業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

（公衆の閲覧に供することを要しない場合）

第七条の三　法第九条に規定する国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　倉庫業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二　倉庫業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

（港湾運送事業法施行規則の一部改正）

第九条　港湾運送事業法施行規則（昭和三十四年運輸省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の二条を加える。

（公衆の閲覧の方法）

第十条の二　法第十二条（法第二十二条の四において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による公衆の閲覧は、港湾運送事業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

（公衆の閲覧に供することを要しない場合）

第十条の三　法第十二条に規定する国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　港湾運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二　港湾運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

（住宅地区改良法施行規則の一部改正）

第十条　住宅地区改良法施行規則（昭和三十五年建設省令第十号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「掲示」を「掲示等」に改め、同条第一項中「掲示」を「掲示及び公衆の閲覧」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「掲示」を「掲示及び公衆の閲覧」に、「あつた後すみやかに行い、すくなくとも」を「あった後速やかに行い、少なくとも」に改め、同条に次の一項を加える。

３　法第四条第五項の規定による公衆の閲覧は、同条第二項の申出をした者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

第十三条の見出し中「掲示」を「掲示等」に改め、同条第一項中「次項」の下に「及び第三項」を、「掲示」の下に「及び公衆の閲覧」を加え、同条第二項中「掲示」の下に「及び公衆の閲覧」を加え、同条に次の一項を加える。

３　法第八条第二項の規定による公衆の閲覧は、施行者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

（新都市基盤整備法施行規則の一部改正）

第十一条　新都市基盤整備法施行規則（昭和五十年建設省令第四号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の次に次の一条を加える。

（電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により行う公告の方法）

第二十七条の二　法第二十九条において準用する土地区画整理法第七十七条第五項の規定による電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により行う公告については、土地区画整理法施行規則（昭和三十年建設省令第五号）第十九条の二の規定を準用する。

（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第十二条　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則（昭和五十年建設省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の次に次の二条を加える。

（電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により行う公告の方法）

第三十九条の二　法第七十一条において準用する土地区画整理法第七十七条第五項（法第百一条において準用する土地区画整理法第百三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により行う公告については、土地区画整理法施行規則第十九条の二の規定を準用する。

（公告を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により行うことを要しない場合）

第三十九条の三　法第七十一条において準用する土地区画整理法第七十七条第五項ただし書（法第百一条において準用する土地区画整理法第百三十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する国土交通省令で定める場合については、土地区画整理法施行規則第十九条の三の規定を準用する。この場合において、同条中「、組合又は区画整理会社」とあるのは「又は組合」と読み替えるものとする。

（貨物利用運送事業法施行規則の一部改正）

第十三条　貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第十三条の見出しを「（掲示事項等）」に改め、同条中「法第十八条第三項において準用する場合を含む。」を「法第十八条第三項及び法第四十四条第三項（法第四十九条の三において準用する場合を含む。次条及び第十三条の三において同じ。）この場合において、本条から第十三条の三までの規定中「第一種貨物利用運送事業」とあるのは「第二種貨物利用運送事業」と読み替えるものとする。）において準用する場合を含む。次条及び第十三条の三において同じ。」に、「掲示しなければ」を「掲示するとともに、公衆の閲覧に供しなければ」に改め、同条の次に次の二条を加える。